

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
1	取組の対象組織・活動の明確化	組織は、全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。	環境問題への対応のあり方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として、環境への取組を行うことは好ましくありません。そのためエコアクション21に取り組みにあたっては、全組織・全活動・全従業員を対象とし、全社的に取り組む必要があります。ただし、事業所や工場が複数存在する場合等規模が比較的大きい事業者については、環境負荷が比較的大きいサイト（事業所や工場）から取組を始め、その後、段階的に対象組織を拡大していくことも可能です。その場合も、活動に関しては対象とした組織における全ての活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを明確にすること、このことを環境活動レポートに記載することが必要です。一部組織から段階的に取組を行う場合、対象組織の本業に関わる活動については、必ず対象に含めることとし、一部の比較的環境負荷が小さい組織やサイトのみを対象としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲から外したりすることがないようにします。
改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
1	取組の対象組織・活動の明確化	<p>組織は、原則として全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。認証・登録にあたっては、対象組織及び活動を明確にする。</p> <p>改訂骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織は、原則として全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてEA21に取り組み、環境経営システムを構築・運用・維持 ・ 認証・登録では、対象組織及び活動を明確化 ・ 対象組織の本業に係る活動は対処に含む <p>ガイドライン</p> <p>改訂骨子では対象組織の本業に係る活動は対象に含むとあるが、全組織・全活動を対象にすれば本業は含まれるため削除。</p>	<p>【目的】</p> <p>□エコアクション21を取り組む基本条件として、どの範囲で環境への取組を実施するか、更に認証するかを明確にする必要があります。本来、適正にエコアクション21に入れておくべき活動を、対象範囲から除外している組織は認証の対象外となります。組織が適切な対象範囲を設定し、明瞭にその範囲を示すことは、認証制度全体の信頼性を高めることから必要です。</p> <p>【解説】</p> <p>□環境問題への対応のあり方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として、環境への取組を行うことは好ましくありません。そのためエコアクション21に取り組みにあたっては、全組織・全活動・全従業員を対象とし、全社的に取り組むことを原則とします。ただし、段階的認証、サイト認証の条件にあてはまる場合は、一部組織でも対象範囲とすることができます。なお、この場合でも環境負荷の大きな活動を除外するなど、いわゆる認証のいいとこどり(カフェテラス認証)は認められていません。</p> <p>□対象範囲を設定する際の優先順位としては、①全組織・全活動の認証、②段階的認証、③サイト認証の順番になります。まずは全組織・全活動を対象範囲とすることを原則とし、規模が比較的大きく一度に認証することが難しくれば段階的認証とし、そのいずれも難しいがサイトならば活動が可能な場合はサイト認証とします。</p> <p>□段階的取得、サイト認証の場合においては、限定された対象範囲であることを明確に示すことが必要です。</p> <p><段階的認証></p> <p>□事業所や工場が複数存在する場合等規模が比較的大きい事業者については、環境負荷が比較的大きいサイトから取組を始め、その後、段階的に対象組織を拡大していくことが可能です。その場合も、活動に関しては対象とした組織における全ての活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを明確にすること、このことを環境活動レポートに記載することが必要です。</p> <p>□一部組織から段階的に取組を行う場合、対象組織の本業に関わる活動については、必ず対象に含めることとし、一部の比較的環境負荷が小さい組織やサイトのみを対象としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲から外したりすることがないようにします。</p> <p>□対象範囲について、既に組織の一部においてISO14001あるいは他の環境マネジメントシステムの認証を取得している場合は、これらの対象範囲を合わせて、全組織がいずれかのマネジメントシステムの範囲に含まれるよう対象範囲を設定してください。</p> <p><サイト認証></p> <p>□サイトとして独立した敷地にある事業所、ビルのテナントの場合でも独立した場所など、サイトとして独立していればサイト単位での認証が可能です。</p> <p>□サイト内では全組織・全活動・全従業員を対象とします。</p> <p>□サイト内では独立したマネジメントがあり、PDCAサイクルを回すことができることが必要です。複数の事業者がサイト内にある場合でも、エコアクション21に基づく環境経営システムとして、独立したマネジメントを構築、運用する必要があります。</p>

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
2	代表者による経営における課題とチャンスの明確化	<p>改訂 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者（経営者）は経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。整理と明確化には以下の事項を考慮する。 ・「企業理念」、「事業方針」、「事業内容」、「事業をとりまく状況」、「事業と環境との関わり」 <p>ガイド ライン</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者（経営者）は、経営における課題とチャンスを整理し、明確にする。整理と明確化には以下の事項を考慮する。 ・事業内容 ・事業をとりまく状況 ・事業と環境との関わり <ul style="list-style-type: none"> ・「企業理念」「事業方針」に係るリスクとチャンスとは何かわかりにくい。削除する。 	<p>【目的】</p> <p>□経営と環境への取組の方向性を一致させ環境経営を実現させるには、事業上の課題、チャンスを踏まえ、それを環境への取組に反映させることが必要です。このため、代表者の考えている経営の課題とチャンスを明確にし、この後の環境経営方針、環境経営目標に反映させます。</p> <p>【解説】</p> <p>□代表者は、以下の事項を考慮し、経営の課題とチャンスを整理し明確にします。課題には組織の外部からのもの、内部的なもの、チャンスには課題を克服することにより生じる新たな機会があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容：事業活動内容、顧客に提供する製品、サービスの内容 等 ・事業をとりまく状況：経済状況、社会的状況、技術状況、政策状況、利害関係者の要請 等 ・事業と環境との関わり：事業活動による環境負荷、製品・サービスを通じての社会への環境負荷及び環境貢献 等 <p>□環境との関連性を考えなくても、通常の経営の課題、チャンスを整理し、明確にすることでかまいません。組織にとり重要な課題とチャンスを明確にします。課題とチャンスは、事業内容、事業をとりまく状況、事業の環境の関わりにより変化するため、定期又は随時見直しをします。</p> <p>□明確にした経営における課題とチャンスは、可能な範囲で、比較的中長期のものは環境経営方針、短期のものは環境目標に反映させます。</p>

未承認稿

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
3	環境方針の策定	<p>代表者（経営者）は、環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。</p> <p>環境方針は、次の内容を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の事業活動に見合ったものとする ・ 環境への取組の基本的方向を明示する ・ 組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約する <p>環境方針には、制定日（または改定日）を記載し、代表者が署名する。</p> <p>環境方針は、全ての従業員に周知する。</p>	<p>環境方針は、組織が自主的、積極的に環境経営に取り組み、環境負荷の継続的な削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約（約束）であるとともに、組織の環境への取組の基本方針を示すものです。</p> <p>「事業活動に見合ったものとする」「環境への取組の基本的方向を明示する」とは、環境への取組を進めるにあたって定めた、自らの事業活動、特に本業を踏まえた基本的な方針（重点的に取り組むべき分野）のことであり、取組の方向性のことです。</p> <p>環境方針の策定にあたっては、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表すことが必要です。</p> <p>全従業員への周知については、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことができるよう、掲示や会議、朝礼等を活用して行います。</p>

改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
3	環境経営方針の策定	<p>代表者は経営における課題とチャンス^{改訂}を踏まえた環境経営方針を定め、誓約する。</p> <p>環境方針は、次の内容を満たす。</p> <p>> 事業活動に見合っている</p> <p>骨子 > 本業に基づく重点分野の特定・基本的方向の明示</p> <p>> 適用される環境関連法規等遵守の誓約</p> <p>・ 全従業員（臨時雇用含む）への周知</p> <p>代表者は、環境経営に関する方針（環境経営方針）を定め、誓約する。</p> <p>環境経営方針は、次の内容を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 企業理念、事業活動に見合っている。 2) 経営における課題とチャンス^{改訂}を踏まえている。 3) 環境への取組みの重点分野を特定し、環境目標の枠組みを与えている。 4) 環境経営の継続的改善を誓約する。 5) 適用される環境関連法規等の遵守を誓約する。 <p>環境経営方針は、全従業員に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業理念との整合を追加し、企業経営と環境の一体化を強調 ・ 基本的方向の明示を環境目標の枠組みを与えるとして明確化 ・ 環境経営の継続的改善（スパイラルアップ、ステップアップ）を宣言する。 ・ 事業活動に見合っていれば、本業に基づいている。「本業に基づく」を改訂骨子から削除 	<p>【目的】</p> <p>環境経営方針は、組織が自主的、積極的に環境経営に取り組み、環境負荷の継続的な削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約（約束）であるとともに、組織の環境への取組の基本方針を示すものです。環境経営の考え方は1章●●に記載されていますので参照願います。</p> <p>【解釈】</p> <p>□ 代表者は、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表した環境経営方針を定め、実行を誓約します。環境経営方針は環境経営レポートにより公表されますので、社会に対し実行を約束することになります。</p> <p>□ 環境経営方針は以下の内容を満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 企業理念、事業活動に見合ったものとする：企業理念（設立目的、社是、社訓、創業者の言葉など）、事業の内容（製造業、流通販売業、各種サービス業など）、事業の規模、環境への影響に見合った環境経営方針とします。 2) 経営における課題とチャンス^{改訂}を踏まえている：2項で明確にした経営における課題とチャンスのうち、可能な場合は、中長期的に取り組むべきことを踏まえた環境経営方針とします。 3) 本業に基づく環境への取組みの重点分野を特定し、環境目標の枠組みを与えている。：環境への取組を進めるにあたり定めた、自らの事業活動、特に本業を踏まえ重点分野を特定し、環境目標につながる内容を記載します。 4) 環境経営の継続的改善を誓約する：環境経営の継続的改善を記載し、環境経営のステップアップを実践することを明示します。 5) 適用される環境関連法規等の遵守を誓約する：環境関連法規等を遵守を記載し、組織の遵法性の維持を明示します。 <p>□ 全従業員への周知は、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことができるよう、掲示や会議、朝礼等を活用して行います。</p>

			現 行
NO	箇条	ガイドライン	解説
4	環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとなる活動を特定する。環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握する。事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。	<p><環境への負荷の把握></p> <p>環境への取組を行うためには、まず、自らの事業活動に伴う環境への負荷がどれだけ発生しているのかを知ることが重要です。環境への負荷とは、どのような資源・エネルギーをどの程度消費しているか、二酸化炭素や廃棄物等をどの程度排出しているか等です。</p> <p>そこで、第5章の「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに、別表1の「環境への負荷の自己チェックシート」を用いて、事業活動に伴う環境負荷を把握します。そして、その結果を踏まえて、自らの事業活動で環境に大きな影響を及ぼしている活動、施設、設備、物質等を特定します。次に、特定した活動等に対して、環境目標を策定し環境負荷を削減するための取組を行います。</p> <p>なお、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。化学物質使用量については、適正な使用及び管理の重要性から、製造、加工、修理等の工程及び製品等の原材料で化学物質（化学物質を含む製品）を取り扱う事業者並びに化学物質（化学物質を含む製品）を販売する事業者のみ必須とします。把握する化学物質については、原則として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、参考1の主な環境関連法規を参照）」のPRTR制度*対象物質とし、把握方法等の詳細については、別表1「環境への負荷の自己チェックシート」の④化学物質使用量に記載してあります。</p> <p><環境への取組状況の把握及び評価></p> <p>次に、現在どのような環境への取組を行っているかについて、第6章の「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに別表2の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いて把握します。そして環境負荷の把握結果等を踏まえて、チェックリストにある取組内容を参考に、今後どのような取組を行うことができるかを検討します。検討した結果を、環境目標や環境活動計画の内容に反映させます。その際、組織が生産・販売・提供している製品及びサービスにおける環境への取組状況についても把握し検討を行ってください。</p> <p>別表2の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いた取組状況の把握は、エコアクション21にはじめて取り組む事業者は現状調査（初期調査）として必ず実施します。2年目以降については、初年度の現状調査のように全ての項目についてチェックする必要はありません。初年度の把握結果をもとに、チェックリストにある取組項目を参考に環境活動計画を策定する等、環境への取組を継続的に改善するために、事業者の実状に合わせて活用してください。</p>

改 訂

			目的・解説（ガイドライン内）
NO	箇条	ガイドライン	
4	環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	<p>改訂 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに環境負荷の把握・環境に大きな影響を与えている負荷及び原因となる活動を特定する。 以下の項目は、必ず把握 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量 廃棄物排出量 水使用量 <p>（環境負荷が軽微又は管理が困難な事業者は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質名（化学物質を取り扱う事業者） 初回は、「環境への取組の自己チェック」を実施する。 <p>ガイド ドラ イン</p> <p>対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに把握し、環境に大きな影響を与えている環境負荷及び及びその原因となる活動を特定する。環境負荷のうち以下の項目は必ず把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量 廃棄物排出量 水使用量 化学物質名 <p>初回登録時には、事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。</p>	<p>【目的】</p> <p>自らの事業活動に伴う環境への負荷がどれだけ発生しているのかその活動は何か把握し、更に現在どのような環境への取組を行っているかについて把握します。把握した結果をもとに環境経営目標の設定、維持管理手順の確立・実施、緊急事態の対応手順の確立・実施等を行います。</p> <p>【解説】</p> <p><環境への負荷の自己チェックの手引き></p> <p>□第●章の「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに、別表●の「環境への負荷の自己チェックシート」を用いて、事業活動に伴う環境負荷を把握します。その結果を踏まえて、自らの事業活動で環境に大きな影響を及ぼす原因となる活動、施設、設備、物質等を特定します。「環境への負荷の自己チェックシート」は負荷を把握するためのツールであり、別の方法、様式で把握することもできます。また、把握したい環境負荷を追加することもできます。</p> <p>□以下の項目は必ず把握します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量：地球環境問題の中で地球温暖化対策が特に重要な課題となっています。 廃棄物排出量：地域環境問題の中で循環型社会の構築が、重要な課題となっています。 水使用量：原則把握しますが、環境負荷が軽微又は量の把握が困難な場合は除くことができます。 化学物質使用量：化学物質を取り扱う事業者は、管理するために、対象となる化学物質名を把握します。把握する化学物質は、原則として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」のPRTR制度対象物質とします。把握方法等の詳細については、別表●「環境への負荷の自己チェックシート」の④化学物質使用量に記載してあります。 <p>□この結果を踏まえ、特定した活動等に対して、環境経営目標を策定し環境負荷を削減するための取組を行います。</p> <p><環境への取組状況の把握及び評価></p> <p>□初回登録時には、現在どのような環境への取組を行っているかについて、第●章の「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに別表●の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いて把握します。環境負荷の把握結果等を踏まえて、チェックリストにある取組内容を参考に、今後どのような取組を行うことができるかを検討します。検討した結果を、環境目標や環境活動計画の内容に反映させます。</p> <p>□2年目以降については、初年度の把握結果をもとに、チェックリストにある取組項目を参考に環境活動計画を策定する等、環境への取組を継続的に改善するために、事業者の実状に合わせて変更し、活用することができます。</p>

		現 行	
NO	箇条	ガイドライン	解説
5	環境関連法規等の取りまとめ	事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめる。 環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。	<p>対象組織の事業活動、製品及びサービスに適用される環境関連法規等及びその内容について、正しく理解し把握しておく必要があります。また、環境関連法規等は最低でも年に1回、例えば年度末または年度はじめに見直しを行い、常に最新のものとする必要があります。</p> <p>環境関連法規等には、国や府省が定めた法令、省令、自治体等が定めた条例、規則、その他の環境関連要求事項としては、地域の協定、顧客（納入先・取引先）からの要請、業界団体の取り決め等があります。</p> <p>どのような法規等が該当するかについては、環境省ホームページ、事業所所在地の都道府県、政令市ホームページで情報収集したり、事業所所在地の地方公共団体に問い合わせること等も一つの方法です。</p> <p>また、取りまとめにあたっては、該当する条項、遵守すべき項目等を明確にする必要があります。環境関連法規等については、環境汚染物質等の排出濃度の規制だけでなく、公害を発生させる設備等の届出、地球温暖化防止や廃棄物の減量・リサイクル等に関する計画の策定、責任者や資格者の選任と届出、製品及びサービスにおける環境に関する適合基準等を規定している場合があります。それらについて、何を遵守し、そのために具体的にどのような取組をする必要があるのかを明確に取りまとめることにより、遵守を確実にものとします。また、顧客（納入先・取引先）からの要請がある場合は、その内容等を明確にすることが必要です（製品における化学物質に関する要請等）。 具体的な環境関連法規等の例及び取りまとめ方については、「参考1 主な環境関連法規」を参照してください。</p>
改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
5	環境関連法規等の取りまとめ	<p>改訂 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境関連法規の整理 ・ その他環境関連要求事項の整理 ・ 常に最新版となるよう管理 ・ 環境関連法規等を満たすための組織の取組を明確にし、一覧表等に整理 <p>ガイ ドラ イン</p> <p>事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項、及び遵守のための組織の取組を整理し、一覧表等に取りまとめる。 環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。</p>	<p>【目的】 □対象組織の事業活動、製品及びサービスに適用される環境関連法規等及びその内容について正しく把握し、組織が実施すべき取組を明確にすることにより、遵守を確実にします。</p> <p>【解説】 □環境関連法規には国や府省が定めた法令、自治体等が定めた条例があり、その他の環境関連要求事項には、地域の協定、顧客（納入先・取引先）からの要請、業界団体の取り決め等があります。</p> <p>□組織が遵守すべき環境関連法規等を整理し一覧表等にします。一覧表等の詳細さの程度は「組織が遵守できる程度」であることが必要です。例えば環境関連法規等の適用が多く、適用内容も複雑で、関係者も多い場合は、より具体的な記述が必要になります。逆の場合、簡素な一覧表でも組織の遵守は可能な場合があります。また、組織が遵守のため実際に取組むべき内容（届出、測定、記録等）の記載が必要です。</p> <p>□環境関連法規等をまとめた一覧表等は常に最新のものとする必要があります。定期的又は随時、環境関連法規等の改正情報を入手し、更に組織の活動、製品、サービスの变化により、一覧表等の内容を見直すことが求められます。</p>

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
6	環境目標及び環境活動計画の策定	<p>環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。</p> <p>環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。</p> <p>環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。</p> <p>環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。</p>	<p>環境目標は、「何を、どこまで、いつまでに行うか」を、環境活動計画は、環境目標達成のために「どのような手段で、いつまでに、誰が責任をもって行うか」を策定します。</p> <p>策定にあたっては、環境への負荷及び環境への取組状況の把握等の結果を踏まえるとともに、環境方針で明示した環境への取組の基本方針と整合させます。</p> <p>具体的には、環境への負荷の把握で特定された、取組の対象とすべき環境負荷及び活動等について環境目標を策定するとともに、原則として二酸化炭素排出量削減（省エネルギー）、廃棄物排出量削減（あるいはリサイクル推進）、総排水量削減（節水）、化学物質使用量削減（化学物質を使用する事業者の場合）、グリーン購入、自らが生産・販売する製品及びサービスに関する目標を策定する必要があります。</p> <p>また、環境目標としては、3～5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の短期目標を策定するとともに、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも可能な限り目標の達成状況の目安となる指標等を策定します。</p> <p>環境活動計画については、環境への取組状況の自己チェックの結果及びチェックリストに例示された取組内容を踏まえて、単年度の環境目標に対応した具体的な取組の内容（達成手段）、スケジュール及びそれぞれの計画の責任者と担当者を決めます。</p> <p>環境目標と環境活動計画は、毎年度見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、速やかに改定します。</p> <p>なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合もあります。また賃貸オフィス等で水道料や廃棄物処理費等が共益費に含まれていて使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定量的な環境目標の策定は行わず、定性的な環境目標を策定するか、あるいは環境配慮の取組を手順化し、その取組状況を定期的に確認する等監視・測定を適切に行います。化学物質使用量削減についても、製造工程及び製品の原材料としての使用量が極めて少ない、また製品の仕様書で用量等が決められており自らの判断で削減することができない場合等は、環境目標の策定は行わず、化学物質を適正に管理していることを定期的に確認します。</p> <p>環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知します。</p>

改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
6	環境 経営 目標及び環境 経営 計画の策定	<p>要求事項2～5（経営における課題とチャンス、環境経営方針、環境関連法規等、環境への負荷と環境への取組状況）を踏まえた具体的な環境経営目標及び環境経営計画の策定</p> <p>・可能な限り数値化された環境経営目標の設定</p> <p>・特定の項目*に係る単年度及び中長期（3～5年程度）目標の設定</p> <p>*「二酸化炭素排出量削減」、「廃棄物排出量削減」、「水使用量削減」、「化学物質管理」、「自らが生産・販売・提供する製品及びサービス」（グリーン購入及び生物多様性への取組は、推奨事項とする）</p> <p>・環境活動計画には目標達成のための具体的な手段、日程及び計画責任者の決定</p> <p>・環境経営目標及び環境経営計画の従業員への周知</p> <p>・環境経営目標及び環境経営計画の事業における大きな変更時の見直し</p>	<p>【目的】</p> <p>□環境経営目標は環境経営方針に基づいて、環境改善を実践する際に達成すべき目標を定めるものです。環境経営計画は、環境経営目標を達成するための方法（手段、日程、責任者）を定めたものです。環境経営目標、環境経営計画は、エコアクション21における環境改善活動の中心となります。</p> <p>【解説】</p> <p>□環境経営目標、環境経営計画は、経営における課題とチャンスうち短期的に取組が必要なもの、環境経営方針で環境経営目標の枠組みとしたもの、環境への負荷としての実績から目標とすることが適切なもの、環境への取組み状況を踏まえて作成します。</p> <p>□環境経営目標として設定すべきと考えられるものとして以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量削減：省エネルギー活動、生産効率化、業務効率化 等 ・廃棄物排出量削減：3R活動、不良品削減 等 ・水使用量：節水活動 等 ・化学物質使用管理：化学物質使用管理は使用量を削減するか、使用量が極めて少ない又は自らの判断で削減することができない場合等は、環境目標の策定は行わず、適正に管理していることを確認します。 ・自らが生産・販売する製品及びサービス：環境配慮型製品、環境改善に資するサービス 等 <p>□環境経営目標は単年度の短期目標と可能な範囲で3～5年程度を目処とした中長期の目標を策定します。環境経営目標は、可能な限り数値化しますが、数値化できない場合でも可能な限り目標の達成状況の目安となる指標等を策定します。なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合もあります。また賃貸オフィス等で使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定量的な環境経営目標の策定は行わず、定性的な目標を策定するか、あるいは目標とはせずに環境配慮の取組を決め定期的に確認する等監視・測定を行います。</p> <p>□環境経営計画は環境目標を達成するためのアクションプランであり、具体的な取組の内容（達成手段）、日程（スケジュール）及びそれぞれの計画の責任者と担当者を決めます。</p> <p>□環境経営目標と環境経営計画は、毎年度見直すとともに、要求事項2～5（経営における課題とチャンス、環境経営方針、環境関連法規等、環境への負荷と環境への取組状況）の変化があった場合、必要に応じて改定します。</p> <p>□環境経営目標と環境経営計画は、教育、コミュニケーションにより関係する従業員に周知します。</p>
	改訂 骨子		
	ガイ ドラ イン	<p>要求事項2～5（経営における課題とチャンス、環境経営方針、環境への負荷と環境への取組状況、環境関連法規等）を踏まえて、具体的な環境経営目標及び環境経営計画を策定する。</p> <p>環境経営目標は、可能な限り数値化し、以下の事項に係る目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出量削減 ・廃棄物排出量削減 ・水使用量削減 ・化学物質管理 ・自らが生産・販売・提供する製品及びサービス <p>環境経営計画においては、環境経営目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。</p> <p>環境経営目標及び環境経営計画は要求事項2～5の大きな変更時に見直しをする。</p> <p>環境経営目標と環境経営計画は、関係する従業員に周知する。</p> <p>*中長期の環境経営目標は要求とせずに解説する。</p> <p>*改訂骨子の事業における大きな変更時の見直しから、要求事項2～5における大きな変更時の見直しにする。変更時の対応は当然であり要求としなくともよいかもしれない</p>	

			現 行	
NO	箇条	ガイドライン		解説
7	実施体制の構築	<p>エコアクション21 環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。</p> <p>実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。</p>		<p>環境経営システムを構築し、効果的な運用を図るためには、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備する必要があります。代表者や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等の役割、責任及び権限を明確に定めるとともに、組織の一人ひとりが、環境経営システムの中で自らがどのような役割を担っているのかを理解することが必要です。そのために、構築した実施体制を図等に取りまとめ全従業員に周知します。</p> <p>また、代表者は、組織の規模等の必要性に応じて、環境管理責任者*を任命します。環境管理責任者は、環境経営システム全体の構築、運用、維持に関する実務上の権限を代表者から委任され、責任を持つとともに、その状況を代表者に報告します。</p> <p>小規模事業者においては、各部門の責任者、環境管理責任者の役割を代表者が兼ねることも可能です。</p>
改 訂				
NO	箇条	ガイドライン		目的・解説（ガイドライン内）
7	実施体制の構築	<p>改訂</p> <p>代表者による：</p> <ul style="list-style-type: none"> EA21環境経営システムを構築、運用、維持、環境への取組を実施するための効果的な実施体制の構築 実施体制における役割、責任及び権限の定義及び周知 経営資源の用意 	<p>ガイドライン</p> <p>代表者は以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> エコアクション21を構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。 実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。 エコアクション21を運用するための経営資源を用意する。 <p>*現要求は「エコアクション21環境経営システム」となっている。「エコアクション21」とする。</p>	<p>【目的】</p> <p><input type="checkbox"/>代表者はエコアクション21を構築し、運用、維持を図るために、自らをトップとする全員参加の実施体制を整備し、役割、責任、権限を定めます。また、これを運用するために経営資源を準備します。</p> <p>【解釈】</p> <p><input type="checkbox"/>エコアクション21を構築、効果的な運用及び維持し、環境への取組を実施するには、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備します。</p> <p><input type="checkbox"/>代表者や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等がEA21環境経営システムにおいて、何をするのか役割、責任及び権限を定めます。</p> <p><input type="checkbox"/>組織の一人ひとりが、EA21の実施体制及び自らがどのような役割を担っているのかを理解します。</p> <p><input type="checkbox"/>代表者はEA21の運用のために、必要となる経営資源（人（時間、技能、知識）、もの（設備、インフラ）、資金（設備投資、教育投資）、情報（顧客ニーズ、技術情報）等）を用意します。</p>

現 行			
NO	簡条	ガイドライン	解説
8	教育・訓練の実施	エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。	<p>教育・訓練は、全従業員を対象としたものと、特定の業務に従事する者を対象としたものがあります。特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境法規等に関わる業務や、事業活動の中で特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に対応する役割がある者等のことで、業務を行うために必要な資格や能力を確実に身につけることが求められます。</p> <p>全従業員は、環境への取組を適切に実施するために、組織の環境方針を理解するとともに、組織が計画した環境目標や環境活動計画における自らの役割や実施しなければならない取組について、十分に認識することが必要です。特に管理職においては、部門の責任者としての役割、責任等を認識することが必要です。併せて、環境問題の現状や環境経営の意味を知り、何故、環境への取組をしなければならないかを自覚することが重要です。</p> <p>また、特定の業務に従事する者については、環境法規等が定める必要な資格等を有すると共に、実際の現場等において適切な訓練を行う必要があります。そのために一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や役割等に応じた教育・訓練を適切に実施することが必要です。</p>

改 訂			
NO	簡条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
8	教育・訓練の実施	<p>改訂 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> EA21の取組の適切な実行を目的とした一般的な教育・訓練の実施（全従業員） 環境に関する特定の業務がある場合の教育・訓練の実施（特定の業務に係る従業員） <p>エコアクション21の取組を適切に実行するため、以下の教育・訓練を実施する。</p> <p>ガイドライン</p> <ol style="list-style-type: none"> 全従業員を対象とした教育・訓練 環境に関する特定の業務がある場合、その業務に関わる従業員を対象とした教育・訓練 	<p>【目的】</p> <p><input type="checkbox"/>組織の各人が環境への意識をもち、自ら実施すべきことを理解し、エコアクション21の取組を適切に実施するために教育・訓練を行います。</p> <p>【解説】</p> <p>1)全従業員への教育・訓練</p> <p><input type="checkbox"/>全従業員を対象に以下の認識をするための教育・訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全従業員は、環境への取組を適切に実施するために、組織の環境方針を理解するとともに、組織が計画した環境目標や環境活動計画等における自らの役割、役割で実施しなければならない取組について、十分に認識します。 <p>2)特定の業務の従事者への教育・訓練</p> <p><input type="checkbox"/>特定の業務に従事する者を対象に以下の教育・訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境法規等に関わる業務や、事業活動の中で特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に対応する役割がある者等のことで、業務を行うために必要な資格や能力を確実に身につけることが求められます。 特定の業務に従事する者については、環境法規等が定める必要な資格等を有すると共に、実際の現場等において適切な訓練を行う必要があります。そのために一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や役割等に応じた教育・訓練を適切に実施します。 従業員以外で、特定の業務に従事する者は、必要な資格や能力を持っていることが必要です。組織は、特定の業務に従事する者が資格や能力を有しているかを確認します。

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
9	環境コミュニケーションの実施	組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、その結果を記録する。 環境活動レポートを 定期的 に作成し、公表する。	<p>組織における内部コミュニケーションは、エコアクション21に効果的に取り組むための重要な手段です。職場会議や掲示板等を通じて、環境目標及び環境活動計画の進捗状況等のエコアクション21に関する情報を従業員に提供するとともに、従業員からの意見を受け付ける等、双方向に情報をやりとりします。</p> <p>また、外部からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応することが必要です。</p> <p>環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内容、対応者等）、対応した結果（対応部署、対応策、結果等）については、記録しておきます。また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないよう、再発防止策を講じます。</p> <p>事業者が環境への取組状況等を公表する等の環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠な要素となっています。環境活動レポートにより積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。</p>
改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
9	環境コミュニケーションの実施	<p>改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織内において、EA21に関する内部コミュニケーションの実施 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応の実施、結果の記録、再発防止の取組 環境活動レポートの年次での作成及び公表 <p>ガイドライン</p> <p>組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、再発防止をする。 環境経営レポートを年次で作成し、公表する。</p>	<p>【目的】</p> <p>□内部のコミュニケーションは社内の関係者に必要な環境情報を伝達し、実施すべきことの理解を高めます。外部のコミュニケーションは、環境経営レポートにより情報公開によりエコアクション21を適切に運用していることを内外に示し、苦情等の直接的な環境被害に対しては適切に対応します。</p> <p>【解説】</p> <p>□組織における内部コミュニケーションは、エコアクション21に効果的に取り組むための重要な手段です。職場会議や掲示板等を通じて、環境経営目標及び環境経営計画の進捗状況等のエコアクション21に関する情報を従業員に提供するとともに、従業員からの意見を受け付ける等、双方向に情報をやりとりします。</p> <p>□外部からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応します。環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内容、対応者等）、対応した結果（対応部署、対応策、結果等）については、記録しておきます。また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないよう、再発防止策を講じます。</p> <p>□事業者が環境への取組状況等を公表する等の環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠な要素となっています。環境経営レポートにより積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。環境経営レポートは毎年作成し、外部及び内部に公表します。</p>

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
10	実施及び運用	環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。 環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、 文書化し、運用する。	環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために、必要な取組を適切に実施します。特に、環境負荷の把握で特定された、取組の対象とすべき環境負荷及び活動については、取組が確実に実施されるようにします。そのために必要な場合は、実施にあたっての手順等を定めた手順書を作成し運用します。
改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
10	実施及び運用	<p>改訂 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営方針、環境経営目標、環境経営活動計画の達成及び環境関連法規等遵守のための必要な取組の実施 ・ 環境経営方針、環境経営目標を達成するための手順の策定、運用 <p>ガイド ドラ イン</p> <p>環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画を達成及び環境関連法規等を遵守するために必要な取組を実施する。 環境経営方針、環境経営目標を達成するため、実施にあたっての手順を定め、必要に応じて文書化し、運用する。</p> <p>*管理するための手順は、すべての環境経営目標に必要。文書化は必要に応じて行う。</p>	<p>【目的】</p> <p><input type="checkbox"/>環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画、環境関連法規等の遵守の取組を定め確実に実施します。このために必要に応じて手順書を作成します。</p> <p>【解説】</p> <p><input type="checkbox"/>環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画を達成するための取組、及び環境法規等を遵守するための取組を実施します。</p> <p><input type="checkbox"/>環境負荷の把握で特定され、取組の対象とすべき環境負荷及び活動は、環境目標とする場合、環境目標とはせずに環境配慮の取組を決め実施する場合があります。このどちらにおいても取組を確実に実施します。</p> <p><input type="checkbox"/>実施にあたっては手順を定め、必要な場合は手順書等を作成し運用します。</p>

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
11	環境上の緊急事態への準備及び対応	環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する。 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。	<p>事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。</p> <p>次に、その対応策が有効であるかどうか、例えば環境への影響が最小限にくい止められるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡先の確認等、可能な範囲で定期的に試行するとともに、対応がスムーズに行えるよう訓練を実施します。</p> <p>さらに、緊急事態の発生後や試行の後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要に応じて対応策を改訂します。</p>
改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
11	環境上の緊急事態への準備及び対応	<p>改訂 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境上の事故、緊急事態の想定、対応策の規定及び訓練の実施 ・ 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証、必要に応じ改訂 <p>ガイドライン</p> <p>環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する。 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。</p>	<p>【目的】</p> <p>□環境に重大な影響を及ぼす事故及び緊急事態について、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、緊急事態への対応策を定め、準備をします。実際に起こった際の状況を想定し、対応策の手順を試行することで手順の有効性を高めます。</p> <p>【解説】</p> <p>□事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をします。</p> <p>□対応策の手順がスムーズに行えるか、課題はないかを確認するために、可能な範囲で定期的な試行を行うとともに、その対応策を社員に定着させるため訓練を行います。試行と訓練の目的は別になりますが、同時に行うことで問題ありません。</p> <p>□緊急事態の発生後や試行の後には、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要に応じて対応策を改訂します。</p>

		現 行	
NO	箇条	ガイドライン	解説
12	環境関連文書及び記録の作成・管理	<p>エコアクション21の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。</p> <p>エコアクション21で必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。</p>	<p>文書は作成責任者（改訂の権限を有する者）及び発行日付、文書の変更及び改訂の識別等を明らかにし、記録は保管期限及び廃棄の手順を明らかにします。</p> <p>また、文書の管理については、その所在を明らかにしておくとともに、必要な場所において使用可能な状態にしておく等、適切に管理する必要があります。</p> <p>なお、文書及び記録は、紙媒体または電子媒体とし、それぞれ独立した形で存在する必要はなく、必要な文書及び記録を適切に管理するために、組織の実状に合わせた形式、形態で整理します。</p> <p>エコアクション21の取組に必要な文書及び記録には以下のものがあります。</p> <p><文書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針 ・環境目標 ・環境活動計画 ・環境関連法規等の取りまとめ ・実施体制（組織図に役割等を記したのもでも可） ・取組に必要な場合の手順書 ・事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策 ・環境活動レポート <p><記録></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境への負荷の自己チェック」の結果 ・「環境への取組の自己チェック」の結果 ・環境関連法規等の遵守状況のチェック結果 ・外部からの苦情等の受付結果 ・環境上の緊急事態の試行及び訓練の結果 ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果 ・問題点の是正処置及び予防処置の結果 ・代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果
		改 訂	
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
12	環境関連文書及び記録	<p>改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイトルを「環境関連文書及び記録の作成・管理」→「環境関連文書及び記録の」に変更 ・ EA21の取組実施のための（紙/電子）文書の作成及び管理 ・ 取組の記録の作成及び管理 <p>ガイ ドラ イン</p> <p>エコアクション21の取組を実施するために下記、及び組織が必要な文書類（紙/電子）を作成し、適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営方針 ・ 環境関連法規等の取りまとめ ・ 「環境への負荷の自己チェック」の結果 ・ 「環境への取組の自己チェック」の結果 ・ 環境経営目標 ・ 環境経営計画 ・ 実施体制（組織図に役割等を記したのもでも可） ・ 取組に必要な場合の手順書 ・ 事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策 ・ 環境経営レポート ・ 環境関連法規等の遵守状況のチェック結果 ・ 外部からの苦情等の受付結果 ・ 環境上の緊急事態の試行及び訓練の結果 ・ 環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況、その評価結果 ・ 問題点の是正処置及び予防処置の結果 ・ 代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果 <p>*改訂骨子では文書、記録を分けているが文書類として文書、記録をまとめる。 *ガイドラインで要求する文書、記録はガイドラインに入れる。</p>	<p>【目的】</p> <p><input type="checkbox"/>エコアクション21の取組に必要な文書類（紙/電子）を明らかにするとともに、管理の手順を定めます。</p> <p>【解説】</p> <p><input type="checkbox"/>エコアクション21に必要な文書類以外に組織が定めたエコアクション21の運用に必要な文書類を定めます。</p> <p><input type="checkbox"/>これらの文書類を適切に管理するために、必要に応じて以下の事項を実施する手順を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイトル ・ 日付 ・ 作成者 ・ 承認者 ・ 管理番号 ・ 形式（紙/電子） ・ 配布先と配付方法 ・ 検索方法 ・ 情報の保護方法 ・ 保管 ・ 保全方法 ・ 版等変更の管理 ・ 保管期間 ・ 廃棄の方法

			現 行
NO	簡条	ガイドライン	解説
13	取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。 環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。 環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。	<p><確認（監視・測定）及び評価></p> <p>環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況、環境経営システムの運用状況及び環境関連法規等の遵守状況について、これらを定期的に確認（監視・測定）のうえ、評価します。</p> <p>環境目標の達成状況の確認及び評価にあたっては、目標期間終了時点での達成を確実にするために、自らが設定した半年または四半期等途中段階における達成状況を適切に判断するための目安（指標）を設定しておく必要があります。</p> <p>目安（指標）は、取組をはじめて半年または四半期が経過した時点で、このまま取組を継続した場合、期間終了時点で環境目標の達成が可能か、未達成かを判断する基準となるものです。そして、確認及び評価の結果、判断基準よりも達成状況が下回った場合は、是正処置（対応策）を実施します。</p> <p>環境活動計画の実施状況については、計画に沿った取組が、定められた責任・役割のもと、スケジュールどおりに実施しているか、環境経営システムの運用状況については、構築したシステムがガイドラインで規定する要求事項を満たしているか、自らが決めたルールのとおり取組がなされているか、システム自体が有効に機能しているか等について確認及び評価を行います。</p> <p>環境関連法規等については、届出の有無、測定の実施状況（時期、頻度等）、規準値の遵守状況等、遵法性について確認を行い、過去の実績等も踏まえて、現状の取組のままで今後も遵法性を保つことができるかどうか等について評価を行います。</p> <p>また、環境負荷の把握で特定された取組の対象とすべき環境負荷及び活動等のうち、環境目標を策定しなかったものについては、その環境配慮の取組が適切に実施されているか確認及び評価を行います。</p> <p>確認及び評価は定期的に行い、その頻度は確認する内容により、年に1回、四半期に1回、毎月1回、毎日等、それぞれの内容に応じて適切な頻度で行うようにします。</p> <p>確認及び評価にあたっては、担当者が確認し、その結果を責任者へ報告し、責任者は評価したうえで必要に応じて適切な対応策を講じます。そのために、結果の報告手順として、作業担当者から、作業責任者、さらに部門の責任者、エコアクション21の実行責任者である環境管理責任者や代表者への報告というように、誰に、どの頻度で報告し、確認するかを定めておきます。</p> <p><問題の是正及び予防></p> <p>確認及び評価の結果、環境目標の達成状況、環境活動計画の進捗状況、環境経営システムの運用状況及び環境関連法規等の遵守状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査・分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。</p> <p>是正処置及び予防処置の実施にあたっては、起きてしまった問題そのものよりも、問題が起きた原因（起きることが想定される原因）を究明することが重要です。</p> <p>例えば原因は、作業手順が明確でない（手順書がない）ことによるのか、測定器具の不具合（定期的な校正を行っていない）によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていない（教育・訓練がなされていない）ためか、そもそも環境目標や環境活動計画に無理があったためか等、原因を明確にして、作業手順を見直す、教育・訓練を実施するまたは環境目標や計画を見直す等の再発防止策を講ずる必要があります。</p> <p>是正処置の結果については、その有効性について確認を行い、継続的改善につなげていきます。</p> <p>また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も重要です。</p> <p>なお、エコアクション21の認証を受けようとする場合、基本的要件として、環境関連法規等の遵守が確認できることが認証・登録の条件となります。そのために、確実にチェックを行うことが必要です。</p>

			改 訂
NO	簡条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
13	取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	<p>取組状況の確認のため、以下の項目を適切な頻度で確認及び評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境経営目標の達成状況 環境経営計画の実施状況 環境経営システムの運用状況 環境関連法規等の遵守状況 対象とすべき環境負荷及び活動状況 <p>評価の結果、問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。</p> <p>*環境経営システムの運用状況の意味、対応がわかりにくい。削除</p>	<p>【目的】</p> <p>□環境経営目標の達成状況、環境経営計画の実施状況、環境関連法規等の遵守状況、及び環境負荷・活動状況について、適切な頻度で確認（監視・測定）のうえ評価し、環境経営システムが適切に運用されているかを確認します。問題点がある場合は是正処置、予防処置を行います。</p> <p>【解説】</p> <p><取組状況の確認></p> <p>□取組み状況の評価するため、以下の状況を適切な頻度で確認（監視・測定）し、評価し、是正処置、予防処置が必要かどうかの判断をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境目標の達成状況：年度の環境目標達成ためには、自らが設定した段階（月次、四半期、半期等）における達成度を判断するための目安（指標）を設定し、各段階での進捗を確認します。 環境活動計画の実施状況：環境活動計画の取組が、定められた責任・役割のもと、スケジュールどおりに実施されているかを確認します。 環境関連法規等の遵守：日常的な環境関連法規等の遵守（届出の実施、測定の実施、規準値の遵守等）状況を確認します。 <p>・対象とすべき環境負荷及び活動状況：環境目標を策定しなかった環境負荷及び活動状況のうち、負荷が大きな場合など必要な場合は、環境配慮の取組が適切に実施されているか確認します。</p> <p><問題の是正及び予防></p> <p>□確認及び評価の結果、問題がある場合は、問題の原因を調査・分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施します。また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も是正処置に含まれます。</p> <p>□現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。</p> <p>□是正処置、予防処置には問題が起きた原因（起きることが想定される原因）を適切に究明することが重要です。是正処置、予防処置は、対応した結果が継続的に効果を発揮しているかの有効性について確認を行います。</p>

現 行			
NO	箇条	ガイドライン	解説
13	代表者による全体の評価と見直し	代表者（経営者）は、定期的エコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。	<p>代表者は、エコアクション21全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求め、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかを経営的観点から、定期的（少なくとも毎年1回）に評価し見直しを行います。</p> <p>見直しに必要な情報とは、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施及び運用結果、環境関連法規等の遵守状況、外部からの環境に関する苦情や要望等です。</p> <p>代表者は評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断し、変更に必要な具体的な指示を環境管理責任者及び関係者に行います。</p> <p>見直しの結果は記録します。記録する内容としては、前回の指示への取組結果、今回の評価結果及び指示内容等です。</p>
改 訂			
NO	箇条	ガイドライン	目的・解説（ガイドライン内）
14	代表者による全体の評価と見直し・指示	<p>改訂 骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者は、定期的EA21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価、全般的な見直しを実施 ・ 評価結果に基づき、必要な指示を出す <p>ガイ ドラ イン</p> <p>代表者は、定期的エコアクション21に基づく環境経営全体の取組状況及びその効果を評価し、全般的な見直しを実施し、以下を含め必要な指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境経営の改善 ・ 環境経営方針、環境経営目標の変更 ・ 実施体制の変更 <p>* 必要な指示の内容を具体化した。</p>	<p>【目的】</p> <p>□代表者はエコアクション21運用結果をもとに、継続的改善のために効果を評価し、見直しを行い、改善点等の指示を行います。</p> <p>【解説】</p> <p>□代表者は、エコアクション21全体の見直しに必要な情報を収集し、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかを経営的観点から、定期的（少なくとも毎年1回）に環境経営全体の取組状況の効果を評価し見直しを行います。</p> <p>□見直しに必要な情報には、環境経営目標の達成状況、環境経営計画の実施及び運用結果、環境関連法規等の遵守状況、外部からの環境に関する苦情や要望等がありますがこれに限りません。</p> <p>□代表者は評価結果に基づき、環境経営で改善すべき点、環境経営方針・環境経営目標の変更、実施体制の変更を含め必要な具体的な指示を行います。</p>

用語の定義(未完)

【参考】は理解を助けるための事例等を示している。

番号	用語	解説	要求項
1	組織	独立したマネジメントをもち、エコアクション21の取組を実施する単位	1
2	全従業員	組織で働く全ての者 【参考】派遣社員、アルバイト、常駐の委託業者等を含む。	1
3	エコアクション21 ガイドライン	環境省が定めた環境経営システムに関するガイドライン。エコアクション21認証・登録制度における組織への認証基準	1
4	エコアクション21	エコアクション21ガイドラインに基づいた環境経営システムのこと	1
5	環境経営システム	環境に関する方針、目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取組み、その取組み結果を確認及び評価し、改善してゆく仕組み	1
6	対象範囲	エコアクション21を適用する組織及び対象とする活動の総称	1
7	サイト	独立した敷地あるいは場所	1
8	カフェテラス認証	本来適正に環境経営システムに入れておくべき活動を対象範囲から除外している認証。 【参考】環境負荷の大きな活動を除外するなど、いいとこどりで対象範囲を定めている場合などが該当する。	1
9	課題とチャンス	課題は環境経営に望ましくない影響を与えるもの、チャンスは環境経営に望ましい影響を与えるもの 【参考】課題とチャンスには組織の中のもの、外のものがある。チャンスは課題を克服することで得られる場合がある。	2
10	利害関係者	組織の事業活動に影響を与えるか又は影響を受ける人、団体 【参考】顧客、地域コミュニティ、取引先、行政、非政府組織、株主、従業員等がある。	2
11	環境経営方針	代表者が誓約し、環境経営を実施するための意図及び方向性を示したもの	3
12	環境関連法規等	環境関連法規とその他の環境関連要求事項 【参考】環境関連法規には国や府省が定めた法令、自治体等が定めた条例があり、その他の環境関連要求事項には、地域の協定、顧客（納入先・取引先）からの要請、業界団体の取り決め等がある。	4
13	環境負荷	組織が環境へ与える負荷のこと 【参考】資源・エネルギー等の消費量及び二酸化炭素や廃棄物等の排出量等がある。	5
14	環境経営目標	環境方針に基づいて環境経営で達成すべき内容、水準を示したもの 【参考】短期（1年）から中長期（3～5年）と期間の幅を持たせて複数設定しても良い。	6
15	環境経営計画	環境経営目標を達成するための手段、日程、責任を定めたもの	6
16	経営資源	経営するために必要な資源のこと 【参考】人（時間、技能、知識）、もの（設備、インフラ）、資金（設備投資、教育投資）、情報（顧客ニーズ、技術情報）等がある。	7
17	特定の業務	環境に大きな影響を与える組織の業務のこと。 【参考】環境法規等に関わる業務、直接的に環境に大きな負荷を与える業務、緊急事態に関連する業務等がある。	8
18	コミュニケーション	情報を双方向に伝達すること 【参考】組織の中と外のコミュニケーションがある。組織の中には縦と横のコミュニケーションがある。	9
19	事故、緊急事態	突発的に発生する環境上の課題	11
20	有効性	期待した成果を達成している程度	11
21	試行	事故、緊急事態の対応手順が有効性が高いかを確認すること	11
22	文書類	管理することを定めた情報、及びその媒体 【参考】文書類には文書と記録の両方がある。	12
23	是正処置	発見された課題の原因を除去するための処置	13
24	予防処置	発生し得る課題の原因を除去するための処置 【参考】予防処置は潜在的な課題に対応するためのものである。	13

ガイドライン2009年版と2016年版の差分表 (未完)

項	2016年版	差分
1	取組の対象組織・活動の明確化	・「原則として」が追加され、条件を満たせばサイト認証が可能となった。

未承認稿